第四条の五の表第三条の三の項から第四条の二第一項及び第二項の項までを削り、同表第四条の四の項を次のように改める。

前条	法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第三項（第三号に係る部分を除く。）の規定による申出
	法第二十五条第一項	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項
	開設者若しくは管理者	管理者
	法第二十五条第二項	第一条の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項
	開設者又は管理者	管理者

第五条の十を次のように改める。

第五条の十　削除

第五条の十一第一項中「厚生労働大臣及び」及び「それぞれ」を削り、「厚生労働大臣にあつては、二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、都道府県知事にあつては、その他の医療法人で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するもの」を「当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人」に改め、同条第二項中「（二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人を除く。）」を削る。

第五条の十五を次のように改める。

第五条の十五　削除

第五条の二十三を第五条の二十四とし、第五条の二十二の次に次の一条を加える。

（指定都市の特例）

第五条の二十三　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）において、法第七十一条の三の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の三十五に定めるところによる。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第三条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十四条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条及び第十六条中「厚生労働大臣」を「その施設の所在地の都道府県知事」に改める。

第十七条及び第十八条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十九条中「厚生労働大臣の」を「都道府県知事の」に、「厚生労働大臣に」を「その施設の所在地の都道府県知事に」に改める。

第二十条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「官報に」を削る。

第二十一条中「厚生労働大臣」を「その講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第二十三条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条中「厚生労働大臣」を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第二十八条から第三十条までの規定、第三十二条及び第三十三条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第三十四条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「官報に」を削る。

（理容師法施行令の一部改正）

第四条　理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条中「法」を「理容師法（以下「法」という。）」に改める。

第六条を削る。

（診療放射線技師法施行令の一部改正）

第五条　診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により診療放射線技師養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該診療放射線技師養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第八条中「前条」を「前条第一項」に、「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十三条において同じ。）を経由して行わなければならない。

第九条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第九条第二項中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第九条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の規定により、第七条第一項の指定を受けた診療放射線技師養成所（以下この項及び第十二条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十条中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十一条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「行政庁」に、「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十二条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。